

(結果公表様式)

第 11 次東御市交通安全計画（素案）に対する

パブリックコメントの結果について

1 募集の概要

件名	第 11 次東御市交通安全計画（素案）について
意見の募集期間	令和 3 年 12 月 14 日（火）～令和 4 年 1 月 13 日（木）
意見の受付方法	電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接
意見の周知場所	市報とうみ、市ホームページ、市役所本館、市民ラウンジ、総合福祉センター、中央公民館、滋野コミュニティーセンター、柵津公民館、和コミュニティーセンター、北御牧庁舎
結果の公表場所	市ホームページ
提出状況	(1) 提出者数 1 人 (2) 提出意見数 11 件
実施機関	東御市市民生活部 生活環境課課 生活安全係 電話：0268-64-5896 ファックス：0268-63-6908 電子メール：seikan@city.tomi.nagano.jp

2 ご意見の提出状況と対応区分

区分	内容	提出者数	意見数
A	ご意見の趣旨が既に反映されているもの。	1	1
B	ご意見を反映させるもの（または修正したもの）。	1	4
C	ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの。	1	5
D	ご意見を反映できないもの。 ・法令等で規定されており、市として実施できないもの。 ・実施主体が市以外のもの。 ・市の方針に合わないもの。など	1	1
E	その他のご意見（質問、感想等）。	0	0
	計	-	11

3 ご意見の内容と市の考え方について

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	反映区分
1	国民的関心事となった交通事故の現況を記載することを求めたい。交通死傷事故防止のために危機感をもって全国的な交通事故から学ぶ姿勢の計画への反映を求めたい。	各関係者の立場・心情に考慮し、個別具体的な交通事故の現況の記載は控えさせていただきますが、交通事故から学ぶ姿勢の計画への反映は、計画策定の趣旨に記載しました。(表紙裏面ページ)	B
2	当該施策がどのような効果を上げたか、目的を達成するための取り組み方法が有効であったか等を採点し評価判定することを提案したい。KGI、KPIの設定を提案したい。 第1節道路交通環境の整備についてKPI指標の設定を提案したい。	上位計画である国及び県の計画において、KGI、KPIは設定されていないため、この計画においてKGI、KPIの設定はしませんが、今後の計画策定の参考とさせていただきます。	C
3	第2節について、KPI指標の設定を提案したい。	番号2への回答のとおりです。	C
4	第3節から第8節についても適宜KPI指標の設定を提案する。	番号2への回答のとおりです。	C
	(1)「第2節交通安全思想の普及徹底」は8項目の交通安全対策の上位概念ではないか。「交通安全思想の普及徹底」の下で7項目の「交通安全対策」が展開されるのではないか。	(1)国の計画において、「第2節交通安全思想の普及徹底」を含む8つの交通安全対策は、交通社会を構成する三要素(1)人間に係る安全対策、(2)交通機関に係る安全対策、(3)交通環境に係る安全対策)に基づき策定されたものです。 「第2節交通安全思想の普及徹底」は、(1)に基づき策定されたものであるため、(2)に基づき策定された「第4節車両の安全性の確保」などや、(3)に基づき策定された「第1節道路交通環境の整備」などの、7つの交通安全対策の上位概念になると考えません。	D

	<p>(2)「交通安全思想の普及徹底」は、「3 交通安全に関する普及啓発活動の推進」で展開されているのではないだろうか。</p> <p>(3)「3 交通安全に関する普及啓発活動の推進」には「第3節安全運転の確保」、「第8節踏切道における交通安全」も包摂される項目と考える。</p> <p>(4)「第2節2 効果的な交通安全教育の推進」の項は項を構成していない。</p> <p>(5)「第2節2 交通安全思想の普及徹底」を「交通安全に関する普及啓発活動の推進」として構成しなおすことを提案したい。</p>	<p>(2)「第2節交通安全思想の普及徹底」のもと、「第2節3 交通安全に関する普及啓発活動の推進」を実施するものと考えます。</p> <p>(3)「第2節3 交通安全に関する普及啓発活動の推進」の内容は、関係機関等と幅広い連携により交通安全運動の推進等を行うものです。「第3節安全運転の確保」は、主に運転者に対しての運転者教育等を記載したもので、「第8節踏切道における交通安全」は、踏切の管理者と講じる対策等を記載したもので、それぞれ第2節3と内容が異なっているため、第2節3に包摂される項目ではないと考えます。</p> <p>(4)「第2節2 効果的な交通安全教育の推進」は、交通安全教育を行うにあたっての教育方法等について掲載した項であり、項として適正と考えます。</p> <p>(5)「第2節交通安全思想の普及徹底」の項目の一つとして「第2節3 交通安全に関する普及啓発活動の推進」があるため、構成しなおすことは考えません。</p>	
5	<p>(1)「第1章今後の道路交通安全対策を考える視点」に記載の8項目の「観点」がどこから見出されたか不明。</p> <p>(2)「重視すべき対策」6項目がどこから見出されたか不明。</p>	<p>(1)従来の交通安全対策を基本としつつ、経済社会情勢や技術の進展等の変化に対応し、また、発生した交通事故の情報の収集、分析などを充実し、より効果的な対策への改善を図ることを観点とし、8項目の交通安全対策を実施するものです。</p> <p>(2)「重視すべき対策」6項目は、8つの交通安全対策を推進するにあたり明確にしたもので、①交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象である3項目(1 重視すべき対策(1)、(2)、(3))と、②交通事故</p>	B

	<p>(3) 8項目の「交通安全対策」と6項目の「重視すべき対策」の関連が不明。</p>	<p>が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項である3項目(1重視すべき対策(4)、(5)、(6))から構成されています。</p> <p>国及び県の計画では、この2つの項目(①及び②)を、まとめて「重視すべき視点」としており、それに基づき、市の計画もまとめて「重視すべき対策」としています。</p> <p>(3) 両者の関連については、第11次東御市交通安全計画施策体系に記載していますが、関連が分かるように一部修正しました。また、「重視すべき視点」を「重視すべき対策」に修正しました。(2ページ)</p>	
6	<p>SDGs(持続可能な開発目標)の達成を意識した取り組みについて、交通安全計画には交通安全教育の推進が推奨されているため、ターゲットにはないがゴール4「質の高い教育をみんなに」に取り組むことを提案したい。</p>	<p>ご意見を参考に記載しました。(4ページ)</p>	B
	<p>交通安全ワークショップ等で東御市独自のSDGsの作成に取り組むことを提案したい。</p>	<p>ご意見として承りました。</p>	C
7	<p>交通安全対策の「仕組みづくり」「地域づくり」について具体的な記載を提案したい。</p>	<p>ご意見を参考に記載しました。(23ページ)</p>	B
	<p>地域において交通安全計画の推進を図るためヒヤリハット地図作成のワークショップの開催を提案したい。</p>	<p>ご意見として承りました。</p>	C
8	<p>市民とともに交通安全計画(素案)の策定を行うことを提案したい。</p>	<p>諮問機関である東御市まちづくり審議会への諮問の後、市民の代表である、東御市まちづくり審議会委員の皆様のご意見をいただくとともに、パブリックコメントを実施し、市民の意見を募集したうえで策定しました。</p>	A